平成22年度 【京都】 定期中央審查

主 催 財団法人全日本弓道連盟

主 管 京都府弓道連盟

期 日 平成22年5月4日(火)・5日(水)

場 会 京都市勧業館(みやこめっせ)3階・第3展示場

京都府京都市左京区岡崎成勝寺町 9 - 1 TEL 075-762-2630

JR京都駅から5番系統バスにて「京都会館・美術館前」または206番系統バスにて「東山二条」下車。 (道順) 京都市営地下鉄東西線にて「東山駅」下車、徒歩10分。タクシーの場合は、JR京都駅から約15分。

審査日程 審杳種別

月日	開館	開始時間		種		別	
5月4日(火)	8:00	9:00	教	±	•	七	段
5月5日(水)	8:00	9:00	六	段	•	八	段

受審資格 下記の条件を満たす者

種別	受 審 資 格
六 段	平成21年5月5日までの五段合格者
七 段	平成21年度【京都】定期中央審査までの六段合格者
八段	平成21年度【京都】定期中央審査までの七段合格者
教 士	平成21年 5 月 4 日までの錬士合格者

六段の部: 行射の審査及び学科試験の総合成績により合否を決定する。 審査方法

(1)行射:第一次審査の要領で行う。 (2)学科:学科(筆記)試験を行う。

七段、八段の部:行射の審査及び論文の総合成績により合否を決定する。

(1)行射:第一次審査の通過者について、第二次審査を行い候補者を決定する。 平成21年度【京都】定期中央審査以降の八段第一次審査通過者には、第一次審査を免除する。

(2)論文:候補者に対し、指定した問題について自作・自筆の論文を提出させる。 (論文は400字詰原稿用紙5枚以上とし、審査後15日以内に提出するものとする)

教士の部:行射、指導力及び論文の総合成績により合否を決定する。 (1)行 射:第一次審査の通過者について、第二次審査を行う。 (2)指導力:行射の第一次審査の通過者について、指導に必要な識見、教養及び実力を査定する。 (3)論 文:行射及び指導力の審査の結果に基づいて選定した候補者に対し、指定した問題について

自作・自筆の論文を提出させる。

(論文は400字詰原稿用紙5枚以上とし、審査後15日以内に提出するものとする)

受審申込 (1)方法:所定の用紙により審査料を添えて、所属地連へ申請すること。

地連は、申請者の資格等確認の上、締切日までに送付のこと。 (2) 申込先:〒101-0051 東京都千代田区神田神保町2-40-11 横田ビル5階

財団法人全日本弓道連盟分室「京都定期中央審査係」宛

TEL: 03-6273-2474 FAX: 03-6273-2475

(3) 締切日: 平成22年3月4日(木) 厳守

県連締切 2月22日(月)

注意事項

- (1) 申込書の申請には、所属地連の締切日に十分留意すること。
- (2)申込書は、必要事項を楷書で判りやすく、明確に記入し、会員IDを必ず記入のこと。 ID記入欄の無い旧様式の申込書利用の場合は、下部空欄に記入すること。
- (3)申込書に虚偽の記載があった場合は、審査の結果が無効となることもある。

- (3) 甲込青に応続の記載がのうた場合は、番直の記念が無対となることである。 (4) 受審者は、全員和服を着用し、必ず本連盟会員章をつけること。 (5) 受審者は、開始時刻までに会場へ集合し、受付を済ませること。 (6) 審査に遅刻したり呼び出しに応じない際は、棄権したものとみなす。 (7) 八段第一次審査通過者は、申込書上部に朱線を引き、通過年月日を記入すること。 (8) 立射で受審する際は、審査申込書に立りで受審したい旨を朱書きして、その事由を証明する「身障者 手帳の写し」または「医療機関の診断書(発行日から1年以内有効・コピー可)」を付し、地連会長の 認証を受けて申し込むこと。
- (9) 自家用車の場合は、会場または近隣の有料駐車場を利用のこと。

その他 審査申込書に記載される個人情報の利用目的について

審査申込書の提出により、以下の関係資料について下記取り扱いの旨、承諾を得たものとする。 ただし、下記(3)の本連盟機関誌・ホームページへの掲載に関しては、本人より不同意の申し出があった 場合は、公開を停止する。

- (1)審査名簿ほか関係資料への記載(氏名、所属地連、年齢、既得の称号及び授与年月、既得の段位及び 認許年月、その他特記事項)
- (2) 立順表への記載(氏名、所属地連)
- (3)審査結果報告として、加盟団体長宛文書及び本連盟機関誌・ホームページへの掲載(氏名、所属地連、 既得の称号または段位)
- (4)第61回全日本弓道大会プログラムへの掲載(氏名、所属地連、審査種別立順)